

2013年度 法科大学院

第3回既修者入学試験問題

2時限

憲法・刑法(論文式)

試験時間 120分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

※本文中の条例は架空のものである。

Y県では、かねてより県と業者の癒着がうわさされていたところ、県幹部による大規模な汚職事件が発覚した。

こうしたことから、政治団体Xは、県の腐敗の糾弾を目的とした1000名規模での集団示威運動(デモ)を県庁前通りで実施するため、「Y県の集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」(以下、条例という)にもとづいて、Y県公安委員会に許可を申請した。これに対して、Y県公安委員会は、Xは過激な政治団体として知られており、過去の集団示威運動の際に県庁舎に数回突入をはかったことがあること、Xの従来 of 集団示威運動(30名程度)と比べて今回は格段に規模が大きいことから、条例3条にもとづいてXの申請を不許可とした。

【資料】 Y県の集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例

第1条 道路その他公共の場所で集会若しくは集団行進を行おうとするとき、又は場所のいかんを問わず集団示威運動を行おうとするときは、Y県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならない。但し、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- 一 学生、生徒その他の遠足、修学旅行、体育、競技
- 二 通常の冠婚葬祭等慣例による行事

第2条 許可申請 略

第3条 公安委員会は、前条の規定による申請があつたときは、集会、集団行進又は集団示威運動の実施が公共の安全を害するおそれがあると認められる場合の外は、これを許可しなければならない。

第4条 集会、集団行進又は集団示威運動を行おうとする者は、公共の安全を保持するために、次の事項を守らなければならない。

- 一 官公署の事務の妨害とならないこと
- 二 刃物、棍棒その他人の生命及び身体に危害を加えるに使用されるような器具を携帯しないこと
- 三 交通秩序を維持すること
- 四 夜間の静穏を害さないこと

第5条 罰則 略

設 問

本件不許可処分が違憲であることを主張しなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

Xは、ある夜、飲食店で大量に飲酒した後、自己所有の自動車を運転して家路についた。

Xは、酔っていることを自覚していたので、法定速度と信号、標識等の指示を遵守して走行していたが、Yの運転に係る自動車が前方で急に停止し、これに追突する危険を感じたので、減速することなく、とっさにハンドルを右に切った。この結果、Xの走行に係る自動車が道路のセンターラインを超えて走行することになったが、折から対向車線から進行してきたVの運転に係る自動車に衝突した。

その結果、Xは奇跡的に無傷であったが、Vは即死した。現場検証により、Xが急停車していても、Yの自動車に追突することは避けられたであろうことが判明した。

設 問

この場合におけるXの罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く）。

（解答は全て解答用紙に記入すること）